

●神奈川県からのお知らせ●

認定特定行為業務従事者が心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者に該当したときの辞退、手続について

日頃から、神奈川県福祉行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則が改正（法令和元年12月14日）され、喀痰吸引等制度の認定特定行為業務従事者の欠格事由について、個別審査を行うこととなったことに伴い、以下のとおり、改定します。

<改定内容>

- 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3項の規定に該当しない旨の誓約書」（第5号様式 別紙5-1）に掲載している欠格事由のうち、第3項第1号を変更した。

（従前）

- 一 成年被後見人又は被保佐人

（変更）

- 一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

法附則第4条第3項第1号の精神の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- 認定特定行為業務従事者が法附則第4条第3項第1号に該当する場合には、次に掲げる者は、「心身の故障に係る届出書」（別記第9-4号様式）を知事に届け出るものとした。

- 一 当該認定特定行為業務従事者
- 二 同居の親族
- 三 法定代理人
- 四 その他知事が適当と認めた者

↓

知事は、前項により届け出られた情報に基づき、当該認定特定行為業務従事者が法附則第4条第3項第1号に該当するか否かを判断する。該当に至ったと判断した場合は、「認定特定行為業務従事者認定取消書」により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- 認定特定行為業務従事者が辞退（認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定辞退届出書（別記第9-5号様式）を知事に提出）しなければならないとき及び届出者を明記した。

認定辞退届出書備考欄に記載

（従前）

- 備考1 認定を辞退する日の一月前までに届け出てください。
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修（特定の者対象の研修）を修了した者であり、複数の対象者に対して認定を受けているものにあつては、その認定証ごとに届出書を作成してください。
 - 3 「受付番号」欄には記載しないでください。
 - 4 「認定証登録番号」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 5 認定特定行為業務従事者認定証を添付して下さい。

(変更)

- 備考1 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったとき又は次のいずれかに該当するに至った場合には、本認定辞退届出書を知事に提出しなければなりません。（括弧内は届出者）
- ① 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者）
 - ② 精神の機能の障害があり特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当するに至った場合（当該特定認定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人）
 - ③ 禁錮以上の刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者及び介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者に該当するに至った場合（当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人）

(2、3、4、5は従前のおり)

つきましては、関係様式を「介護情報サービスかながわ」及び「障害福祉情報サービスかながわ」の「書式ライブラリー」内に掲載しましたので、ご確認ください。

(掲載場所)

介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

「書式ライブラリー」

- > 「15. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養」
 - > 「神奈川県からのお知らせ—認定特定行為業務従事者が心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者に該当したときの辞退、手続について」
 - > 「認定特定行為業務従事者の認定及び登録喀痰吸引等事業者の登録手続（平成29年7月1日以降）について」
 - > 「【申請様式】社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条の3号の規程に該当しない旨の誓約書（第5号様式 別紙5-1）」
 - 「【申請様式】心身の故障に係る届出書（第9-4号様式）」
 - 「【申請様式】認定特定行為業務従事者認定辞退届出書（第9-5号様式）」

障害福祉情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)

「書式ライブラリー」

> 「6. お知らせ（県内共通）」

> 「2. 喀痰吸引等制度に関するお知らせ」

> 「10 認定証交付申請等関係様式」

「社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条の3号の規程に該当しない旨の誓約書（第5号様式 別紙5-1）」

「心身の故障に係る届出書（第9-4号様式）」

「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書（第9-5号様式）」

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部

高齢福祉課福祉施設グループ

TEL(045)210-1111 内線4852

障害サービス課事業支援グループ

TEL(045)210-1111 内線4732